

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（案）（抜粋）

平成 28 年 5 月 日

男女共同参画会議

「第 4 次男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の本格施行により、男女共同参画・女性活躍推進の取組は新たな段階に入った。基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、取組を更に加速させていく必要がある。

上記の認識のもと、基本計画で強調した、長時間労働等に代表される働き方や男性の家事・育児等への参画が進まない現状等の変革、女性活躍推進法の着実な施行等による女性の積極的な採用・登用や将来指導的地位へ成長していく女性の育成、ひとり親など生活上の困難に置かれた女性への対応や女性に対する暴力の根絶など安全・安心な暮らしの実現といった事項を中心に、来年度予算等に反映することにより重点的に進めべき具体策について、男女共同参画社会基本法第 22 条第 3 号に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下の取組を求める。

1. あらゆる分野における女性の活躍**（１）多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革****（２）「指導的地位に女性が占める割合 30％程度」の達成に向けた参画拡大・人材育成****2. 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現**

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、女性活躍のために重要な課題である。

女性の中でも困難を抱えやすいひとり親に対しては、貧困の世代間連鎖を断ち切る観点からも支援が必要である。震災から 5 年が経過したが、被災地には生活再建にまだ時間を要する方々がおられ、また女性の雇用状況も決して良い地域ばかりではないことから、復興にあたり女性たちの間に格差を広げないとの視点が不可欠である。

女性活躍の土台となる女性の健康向上のための取組を進めるべきである。

（１）女性に対するあらゆる暴力の根絶

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、国家公安委員会委員長）、
法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、関係大臣】

<性犯罪への対策の推進>

性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずるべきである。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進するなど、性犯罪への対策を総合的に推進すべきである。ワンストップ支援センターについては、個々のセンターの運営状況を更に調査するとともに、未設置の地方公共団体についてはその理由も含めて把握し、地方公共団体への支援の在り方を検討すべきである。

<ストーカー事案への対策の推進>

「ストーカー総合対策」(平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議)や基本計画に基づき、ストーカー事案への総合的な対策に取り組むべきである。

<配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等>

市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進などの配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図るとともに、個々の被害者の保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所など関係機関相互の連携の強化に取り組むべきである。また、加害者更生に向けた取組を具体化すべきである。

<女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり>

性暴力や配偶者等からの暴力などに関するデータを収集・分析するための手法や統計などについて調査研究等を行うべきである。

女性に対する暴力の被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討すべきである。特に、児童の性に着目した新たな形態の営業など若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握や若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図るべきである。

(2) 困難な状況に置かれた女性への支援

3. 女性活躍のための基盤整備

(1) 子育て基盤の整備

(2) 女性活躍の視点に立った制度等の整備